

介護保険福祉用具購入費について

介護保険では要支援・要介護認定を受けている方の自立を支援するために、福祉用具を購入された際の費用の9割（または8割、7割）を支給します。ただし支給限度額は年度で10万円までです。次の年度になると、再度限度額が10万円となります。10万円全額使った場合、9万円（または8万円、7万円）が返ってきます。

福祉用具購入費の支給は福祉用具販売の指定を受けている事業所から購入した場合にのみ保険給付の対象となりますのでご注意ください。

福祉用具対象種目

腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 1 和式便器の上に置いて腰掛式に交換するもの。 2 洋式便器の上において高さを補うもの。 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
特殊尿器	尿、便が自動的に吸引されるもので居宅介護者等又はその介護を行うものが容易に使用できるもの。
入浴補助用具	1 入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 2 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 3 浴槽内いす 浴槽内において利用することができるものに限る。 4 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 5 浴室内すのこ 浴室に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 6 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 7 入浴用介助ベルト 身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものあって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
移動用リフトのつり具の部分	移動用リフトのつり具の部分

福祉用具購入費支給申請の手順

○申請手順

●支給申請

福祉用具購入後、支給申請を行います。

必要な書類

- ・福祉用具購入費支給申請書
- ・領収書（必ず被保険者名義のもの）
- ・購入品のパンフレット等の写し
- ・購入品の写真（納品時の写真）

※福祉用具購入費の支給を受けるためには、都道府県が指定する事業所で購入する必要があります。購入前に必ずケアマネジャー（介護支援専門員）や福祉用具専門相談員などに相談してください。

※申請の効力は、購入日（領収日）から2年です。

問合せ先：京丹波町総合福祉課 高齢福祉係 TEL：0771-82-1800